

初等中等教育における創造性の涵養と 知的財産の意義の理解に向けて

第3回 検証・評価・企画委員会（産業財産権分野会合）

平成30年2月5日（月）

文部科学省初等中等教育局教育課程課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

学習指導要領改訂の方向性

発達段階に応じて、新たな発見や科学的な思考力の源泉となる創造性を育むとともに、知的財産の意義（保護・活用の重要性）に関する理解を育む。

教育基本法(平成十八年十二月二十二日法律第百二十号)
(抄)

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。
第二条第二項 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

現行学習指導要領(平成20・21年告示)における改善充実

【創造性の涵養】

平成18年に改正された教育基本法を踏まえ、各教科等の特性に応じた創造性の涵養につながる力の育成が盛り込まれた。

【知的財産の意義の理解】

- 中学校 技術・家庭科〔技術分野〕
 - ・新しい発想を生み出し活用しようとする態度の育成に配慮することが、新たに盛り込まれた。
- 中学校 音楽科、美術科
 - ・知的財産権等に関する記述が、新たに盛り込まれた。
- 高等学校 芸術(音楽、美術、工芸、書道)
 - ・知的財産権等について配慮し、著作物等を尊重する態度の形成を図ることが、新たに盛り込まれた。
- 高等学校 工業科
 - ・工業に関連する知的財産権等についても扱うことが、新たに盛り込まれた。
- 高等学校 商業科
 - ・商品開発や知的財産権等について充実した指導を行う科目「商品開発」が新設され、「知的財産権の概要」、「知的財産権の取得」が、新たに盛り込まれた。

など

改訂の方向性

【創造性の涵養】

創造性の涵養を目指した教育の充実 <<小・中学校学習指導要領総則>>

- ◆初等中等教育段階で育成すべき創造性に関わる資質・能力(創造的な思考等の基礎となる知識・技能、創造的に思考・判断・表現する力、新たな知的創造に向かう情意や態度等)が育まれるよう、各教科等の目標や指導内容を規定。
- ◆創造的な学習プロセスの在り方を、各教科等の特性に応じて明確化。

・理科において、事象の中から問いを見だし、見通しをもって観察、実験などを行い、その結果を整理し考察するなどの科学的に探究する学習活動の重視
・理科及び算数・数学を学ぶことの意義や有用性の実感を図る観点から、日常生活や社会との関連を重視

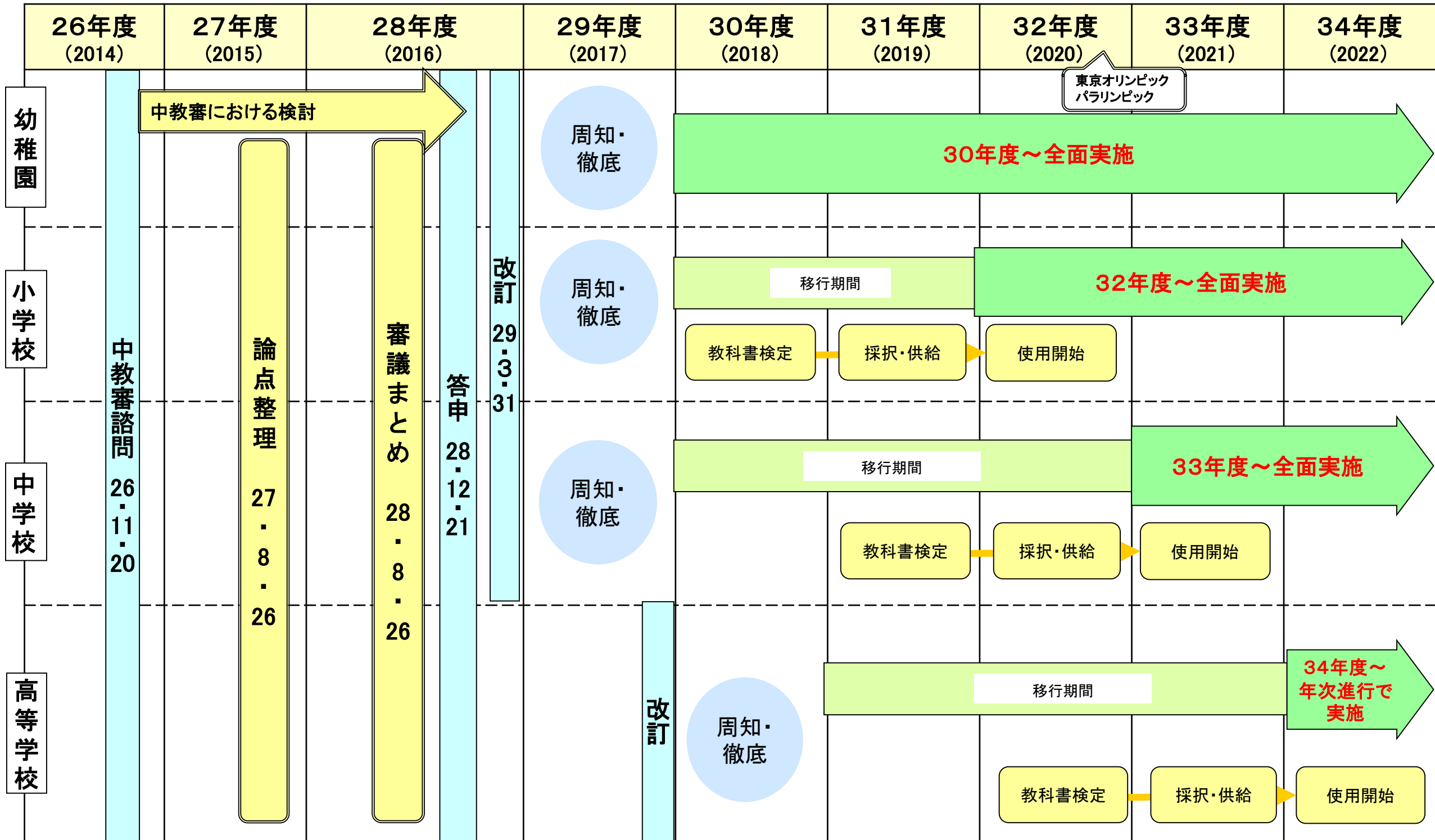
- ◆教科横断的なカリキュラム・マネジメントを実現。

※高等学校に、新たな知的創造につながる科学的な思考力・判断力・表現力等の育成を図る選択科目「理数探究」を設置。

【知的財産の意義の理解等】

- ◆知的財産の保護のみならず活用の重要性も含めた意義の理解に向けて、関係する教科において、以下のことについて対応。
 - 中学校 技術・家庭〔技術分野〕
 - ・知的財産を創造・保護・活用しようとする態度の育成
 - ・著作権を含めた知的財産権についての理解
 - 小中学校 音楽科、図画工作科、美術科
 - ・創造することの価値の理解や自他の創造性を尊重する態度の育成
 - ・創造性を尊重する態度の育成が、文化の継承、発展、創造を支えていることについての理解
 - ・音楽や美術に関する知的財産権等への配慮
 - 小中学校 国語科
 - ・引用の仕方や出典の示し方についての理解

今後の学習指導要領改訂に関するスケジュール（現時点の進捗を元にしたイメージ）



特別支援学校学習指導要領(幼稚部及び小学部・中学部)についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。
特別支援学校学習指導要領(高等部)についても、高等学校学習指導要領と一体的に改訂を進める。